

## 令和8年度川崎市木材利用促進業務委託 仕様書

### (適用範囲)

1 本仕様書は、川崎市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する「令和8年度川崎市木材利用促進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

### (業務目的)

2 本市では、平成26年に「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定し、民間建築物に対しては、有識者、公共・公益団体、民間事業者等にて構成する「川崎市木材利用促進フォーラム（以下「フォーラム」という。）」を平成27年10月に設立し、公共及び民間建築物に対し脱炭素社会の実現に寄与する木材利用を積極的に促進している。

また、SDGs未来都市として、地方創生に向けた取組を本事業についても実施しており、持続可能な国土の保全や林産地の経済活性化を見据えて、本市の公共空間等を活用した木材利用促進イベントの実施など、普及啓発の取組を実施している。

さらに、近年の脱炭素化に向けた取組の加速等から、持続可能な木材利用促進に寄与する組織の持続可能な運営に向けた具体的な取組が求められている。

このような背景から、フォーラム会員発意の取組の支援やビジネスマッチングの機会を創出するとともに、市民に対して木材利用の意義の浸透を図る具体的な取組等を実施し、より一層の木材利用の促進・普及につなげていくものである。

### (業務内容)

3 次の内容を監督員と十分に調整の上で実施するものとする。

#### (1) フォーラム及び会員プロジェクトの効果的な運営支援

ア フォーラムのブランド化を図るため、認知度向上に資する取組を行う。

- ・会員の活動を広く会員間及び市民・企業へ周知できるよう、ホームページ、SNS等の活用による情報発信、メディアリレーションの活用によるパブリシティの獲得、市及びフォーラム会員等が運用・活用する広報媒体など、複数の手段を組み合わせることで、効果的な広報戦略を行う。

- ・フォーラム会員向けメールマガジンを1ヶ月に1回程度発行する、又はそれに代わる会員向け情報発信を行う。

- ・フォーラム公式サイトを必要に応じて更新する。サイト管理に費用が発生する場合は、委託費に含まれるものとする。

イ フォーラムの合同部会（作業部会及び行政部会）を定期的に開催する。

- ・2～4回開催とするが、会議内容によっては作業部会と行政部会を別々に開催

することも可とする。

- ・会議内容は、会員及び市からの情報提供を基本的に行うこととし、その他適宜議題は提案可能とする。
  - ・基本的に対面とオンラインのハイブリッドで開催する。また、当日不参加の会員に対しても、部会の情報が共有可能な運営とする。
  - ・会議資料については監督員と調整し、必要な資料を作成する。
- ウ フォーラム会員のプロジェクト提案に向けた支援を行う。
- ・フォーラム活動の方向性に鑑みながら、ホームページ等を用いた広報により積極的に会員からのアイデアを募集するとともに、会員からのアイデアの種を最大限に活かすことができるよう伴走し、プロジェクト提案を促す。
  - ・プロジェクトの提案があった場合、フォーラム会員から当該プロジェクトの理解を得ることができるよう、提案者を支援する。
- エ プロジェクト化された取組の支援を行う。
- ・プロジェクト化された取組に対し、必要に応じて、試行に向けた調整や意見交換などの支援を行う。
  - ・各プロジェクトの進捗状況を概ね3か月毎に把握し、監督員に報告する。

## (2) SNS等を活用した木材利用促進に係る普及啓発

過年度から継続しているSNS等による情報発信を実施する。

- ・情報は、川崎市の取組に関するものだけでなく、フォーラム会員と連携した広く木材利用促進の普及啓発に資する内容の情報も発信すること。
- ・情報発信の頻度は、3(1)、(3)、(4)、(5)の情報発信も含め、月4回以上を基本とする。
- ・投稿一覧を作成の上、定期的に監督員へ効果を報告するとともに、改善策についても提案すること。

## (3) 川上から川下まで繋ぐビジネスマッチング

林産自治体、事業者や市内設計事務所等の交流促進を図る。

- ・フォーラム会員のビジネスチャンスに繋がるような関係づくりに資する効果的な取組を提案し実施する。また、参加者の有益な情報収集の場とするために、木材市場に精通した者による講演も提案し実施すること。
- ・「現場主義」の考えを尊重し、林産地からの視察等の提案は積極的に活用し、都市部の事業者が一人でも多く林産地を訪れ、林産地との関係が築けるような取組を行う。
- ・ビジネスマッチングの実施後、その効果を検証すること。なお、検証方法について、実施前に監督員と十分に協議の上、整理すること。

#### (4) 市民向け木材利用促進イベントの実施等

- ア 木材利用促進イベントを企画・提案・実施する。
  - ・フォーラム会員と連携し、「(仮称) 令和8年度 優しい木のひろば」(1回、2日間)の企画を提案し、運営を行う。なお、実施にあたり、林産地と連携した本市の木材利用促進に繋がる取組等を紹介し、イベント参加者に効果的にPRできる仕組みやブースを提案・実施すること。
  - ・提案に際しての会場は、令和7年度と同様にグランツリー武蔵小杉の各フロアを想定する。
  - ・木材製品の物販やワークショップ等について、可能な限り出展者のニーズに対応する。
  - ・出展者やグランツリー武蔵小杉と連携したコンテンツを企画・実施する。
  - ・イベントは実行委員会を設置して運営を行うこととし、提案者は実行委員会の事務局となる。
  - ・イベントに係る必要物品、会場設営及び撤収、チラシ作成、運営補助（警備、保険、交通整理、運搬、資料等の配布等）は委託費に含まれるものとする。
  - ・イベントの専用ホームページを制作し情報発信を行う。
  - ・イベントの実施後、その効果を検証すること。なお、検証方法について、イベント実施前に監督員と十分に協議の上、整理すること。
- イ 子どもをターゲットとした木材利用促進イベントを企画・提案・実施する。
  - ・市民団体等と連携した「やさしい き のひろば」の企画を提案し運営を行う。
  - ・提案に際しての会場は、グランツリー武蔵小杉のアクアドロップ前を想定とし、1回以上実施する。なお、コンテンツの内容に合わせて、床面に人工芝などの設置を行うこと。
  - ・木材製品の物販やワークショップ等について、可能な限り出展者のニーズに対応する。
  - ・イベントに係る必要物品、会場設営及び撤収、チラシ作成、運営補助（警備、保険、交通整理、運搬、資料等の配布等）は委託費に含まれるものとする。
  - ・イベントの実施後、その効果を検証すること。なお、検証方法について、イベント実施前に監督員と十分に協議の上、整理すること。

#### (5) 市民団体等を主体とした「(仮称) まちなか やさしい き のひろば」の実施支援

- ・市制100周年をきっかけとして築かれた市民団体等との関係性をレガシーと捉え、市民団体等が主体的に取り組む「(仮称) まちなか やさしい き のひろば」の実施を支援する。

#### (6) 報告書作成

本事業の実施内容を報告書として取りまとめる。

- ・取りまとめにあたっては、ホームページやSNSなどを活用した情報発信も視野に入れたものとする。
- ・報告書の内容に疑義や不足等がある場合、発注者は受注者に修正等適切な対応を求めることができる。

- ・会議や打合せの際の議事録は、速やかに作成し、監督員に確認する。

#### (7) その他

- ア 会議や木材利用等に関する講演会、イベント等の開催にあたっては、本市が所有する会議室等は原則無償で利用することができる。民間のホール、会議室等を利用する場合の使用料については、委託費に含まれるものとする。
- イ 会議、木材利用等に関する講演会等において、講演者等を招へいする場合の交通費や謝礼金については、委託費に含まれるものとする。
- ウ イベント等の開催に必要な支出に充てる場合に限り、出展者等からの出展料や参加者からの参加費を徴収することができる。

#### (実施計画書)

- 受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、業務着手届、委託業務代理人・技術者届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表、緊急時の体制及び対応、連絡先など）を14日以内に提出し、発注者に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は、変更内容について発注者と協議を行い、発注者に承認を得なければならない。

#### (現場代理人及び主任技術者)

- 受注者は、現場代理人並びに本業務の技術上の管理を統括する主任技術者を定め、川崎市長あてに届け出なければならない。

#### (工期)

- 本業務の工期は、令和9年3月31日とする。

#### (各種法令等に関する手続き)

- 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続は、受注者が行うものとする。

#### (貸与資料)

- 発注者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受注者に関係資料を貸与するものとする。受注者は貸与された資料を、発注者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

#### (報告の義務)

- 本業務の遂行中、適宜、受注者より進捗状況を報告するものとする。

### **(損害及び危害)**

10 受注者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、受注者の責任において処理すること。また、近隣住民及び道路利用者などから苦情等があった場合は、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を発注者に報告すること。

### **(疑義)**

11 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに発注者とその内容について協議するものとする。

### **(秘密の保持)**

12 受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

### **(成果品の帰属)**

13 本業務で得られた成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。

### **(成果品の著作権)**

14 成果品の著作権については、次のとおりとする。

- (1) 成果品の著作権、所有権、使用権等一切の権利は発注者に帰属する。本業務のために収集した資料等はすべて発注者に供与し、その利用、再編集は発注者が自由にできるものとする。
- (2) 受注者は発注者の許可なく、成果品を複製、公表、貸与又は使用してはならない。
- (3) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

### **(その他)**

15 受注者は令和9年度の受注者に対し、本業務について適切に引き継ぐものとする。

### **(成果品)**

16 成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書（概要書含む） 1部
- (2) ウェブサイトに関する情報（HTML等ホームページ掲載データー式、ウェブサイト管理の操作マニュアル、各種アカウント及びパスワード、ドメイン及びドメ

イン管理のための認証鍵（A U T H - C o d e）等） 1式

- (3) 報告書（各種制作物の基データ共）及びウェブサイトに関する情報の電子データ  
(C D - R若しくはD V D - R) 1式